

訪問介護サービス利用者負担を軽減します

介護保険の被保険者が、訪問介護（ホームヘルプ）サービスを利用した場合、費用の1割分を負担しています。

市は、要介護（要支援）認定を受けていて、保険料に未納のない市民税非課税世帯の方に、申請により利用者負担額の2分の1を独自に助成しています。なお、対象になる方は毎年度ごとに、事前に市に申請を行い、利用額軽減確認証の交付を受ける必要があります。

また現在、訪問介護サービスを利用している方、または今後利用する予定の方は、ケアマネジャーやホームヘルパーなどにご相談ください。

平成23年度 介護保険料の「仮徴収」

- 65歳以上の方で、特別徴収（年金から差し引き）されている方の介護保険料は、今年の2月に年金から差し引かれた額と同額を「仮徴収」として、4・6・8月の年金支給月に差し引きます。また、昨年10月からの徴収額が極端に増減した方は、6・8月の徴収額を変更して調整します。
- 10月以降の介護保険料は、前年の本人所得と世帯の市民税の課税状況などにより算出した年間保険料（下の表）から、「仮徴収」で納めた額を差し引いた残りの額を「本徴収」として10・12月、平成24年2月に支給される年金から特別徴収します。
- 今年の4月と6月から特別徴収が始まる方には、別途通知します。
- 普通徴収（年金から差し引かれず納付書での支払い、または口座振替）の方は、平成23年度分の納付通知書を7月上旬に送付しますので、7月から来年2月までの8期に分けて納めてください。

□ 介護保険料と所得等による区分

金額は年間の保険料で、基準額は4,000円です。

段階	対 象 者	今年度の保険料と計算方法	
1	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で、市民税が世帯全員非課税の方	24,000円	基準額 × 0.50 × 12か月
2	世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方		
3	世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える方	36,000円	基準額 × 0.75 × 12か月
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税の方	48,000円	基準額 × 1.00 × 12か月
5	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円未満の方	60,000円	基準額 × 1.25 × 12か月
6	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上の方	72,000円	基準額 × 1.50 × 12か月

問合せ先 市高齢・介護室介護保険係、北村・栗沢支所保健福祉課保健福祉係

◆◆◆ 岩見沢保健センターからのお知らせ ◆◆◆

市は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成を行っています。

しかし、3月18日（金）現在、子宮頸がん予防ワクチンは、全国的にワクチンの供給が不足しているため、希望通りに接種することができない状況で、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンは、一時的に接種を見合わせていますので、ご理解をお願いします。なお、ワクチンの供給の安定や、接種時期などの詳しいことが分かり次第お知らせします。

問合せ先 岩見沢保健センター（10西3） ☎ 25局 5540